

所掌事項

宮古市文化財保存活用地域計画の変更及び円滑な実施に向けた協議並びに実施に関する評価、検証等を行う。

設置根拠

文化財保護法第183条の9第1項
宮古市文化財保存活用地域計画協議会条例

設置年月日

R8. 7. 1

委員定数

12人

委員任期

2年

現任委員発令日

R8. 7. 20

現任委員任期満了日

R10. 7. 19

担当課

宮古市交流推進部 スポーツ文化課

TEL : 0193-65-7526 内線

FAX : 0193-65-7508

E-mail : spo_bunka@city.miyako.iwate.jp

備考